

清水町立御影こども園重要事項説明書

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	清水町
事業者の所在地	清水町南4条2丁目2番地
事業者の連絡先	0156-62-2111
代表者氏名	清水町長 辻 康 裕

2 利用施設

（令和8年4月現在）

施設の名称	清水町立御影こども園
施設の所在地	清水町御影東2条4丁目1番地
連絡先	電話番号 0156-63-2026 FAX番号 0156-63-2026
管理者（施設長）氏名	園長 金山 明美
認定年月日	平成31年4月1日
利用定員	1号認定子ども 6名 2号認定及び3号認定子ども 74名

3 施設の運営方針

当園は、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体として提供いたします。

また、運営にあたっては、清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例及びその他関係法令等を遵守します。

4 職員体制（令和8年4月1日予定）

職 種	職務内容	常勤	非常勤
園 長	こども園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	
保育士専門員 （統括）	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1人	
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	9人	

5 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	8時30分～13時30分（5時間）
時間外保育	朝：7時30分～8時30分、夕：13時30分～19時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝日 年度末休業・年度始休業（春季休業） 夏季休業・冬季休業

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
時間外保育	保育標準時間	18時30分～19時00分
	保育短時間	朝：7時30分～8時00分 夕：16時00分～19時00分
休業日	日曜日・祝日 12月29日～1月3日（予定）	

6 提供する特定教育・保育の内容

(1) 教育・保育の内容

自発的なあそびや活動が展開するよう、年齢や成長発達に合わせた環境を構成し、子どもたちの健やかな育ちを援助します。

栽培活動や英語活動など、地域との連携の中で様々な体験活動を行います。

子育ての相談や情報の提供により子どもの健やかな育ちを支援します。

(2) 1日の流れ・年間行事

入園のしおりをご確認ください。ただし、行事は、天候や諸事情により、変更になる場合もあります。

(3) 給食について

(ア) 昼食を提供します。

間食（3歳以上児は午後1回、3歳未満児は午前と午後の2回）を提供します。

(イ) 離乳食、未満児食、アレルギー（除去）食に対応します。

※使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。可能な限り対応いたします。

7 保育料等について

保育料額や具体的な支払方法等については子育て支援課児童保育係へお問い合わせください。

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

(ア) 小学校に就学したとき。

(イ) 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。

(ウ) 保育の提供の継続が適当と認められないとき。

(エ) 保護者から退園の申出又は転園したとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1か月前までに、園長に対し特定教育・保育施設利用辞退届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 教育・保育中に容体の変化があったとき

当園では以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。(令和8年4月1日予定) 教育・保育中に容体の変化があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、必要な措置を講じます。

(ア) 内科

医療機関の名称	清水赤十字病院
医院長名	藤城 貴教
所在地	清水町南2条2丁目1番地
電話番号	0156-62-2513

(イ) 歯科医

医療機関の名称	医療法人社団 星光会 御影診療所
理事長名	荒井 正昭
所在地	清水町御影西2条3丁目13番地
電話番号	0156-63-2320

(2) 災害時の対応について

(ア) 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所	
名称	御影こども園駐車場
こども園からの距離	なし
所要時間	なし

第2避難場所	
名 称	御影公園
こども園からの距離	150メートル
所要時間	2分

(イ) 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとし
ます。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想され
る場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優
先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了
承願います。

10 要望・苦情等の窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しております。要望・苦情等
を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。要望・苦情等を受け付けた場合
には、その内容を記録し、町からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行
います。

要望・苦情等受付担当者	専門員（統括） 若原 育永
要望・苦情等解決担当者	園長 金山 明美
要望・苦情等総括責任者	子育て支援課長 菊地 敦
第三者委員	児童委員 堀 敦子
	児童委員 上谷 明美

(令和8年4月予定)

11 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

12 守秘義務及び個人情報の取扱い

教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得たこども園を利用する子ども及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

ただし、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

(ア) 認定こども園こども要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（認定こども園こども要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

(イ) 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(ウ) 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

(2) 個人情報の使用

(ア) 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

(イ) 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

13 その他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営業活動はご遠慮ください。
不正受給（認定）について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届け出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、支給認定が取り消される場合があります。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育へ変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。

14 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

町では児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、当園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和8年3月現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、当園在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由がこども園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由がこども園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・こども園給食等による中毒 ・溺水 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	こども園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通園中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	こども園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通園中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通園中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 〔通園中の場合も同額〕

なお、こども園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① こども園における教育・保育中
- ② こども園の保育計画に基づく課外活動をしている場合
- ③ 休憩時間中、その他園長の指示・承認に基づきこども園にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通園する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例：条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、

その受けた限度において、給付を行いません。

- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属するこども園の児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。